

- 収支の状況を明確に記載しなければならない。
- 3 借主は、第2項の帳簿等を償還が完了するまでの間保管しなければならない。
別表第1から別表第4までを次のように改める。
別表第5及び別表第6を削る。
- 附 則
- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成16年7月1日から適用する。
- 2 この要項の施行前に改正前の熊本県中小企業高度化資金貸付要項（以下「旧要項」という。）に基づき貸し付けられた中小企業高度化資金については、改正後の熊本県中小企業高度化資金貸付要項により貸し付けられたものとみなす。ただし、この要項の施行前に旧要項により中小企業高度化資金の貸付けが行われた中心市街地商業活性化事業に係る保証人については旧要項第14条第5項の規定を、貸付金の償還については旧要項第17条第5項の規定を、対象施設利用状況報告書の提出については旧要項第23条第2項の規定を適用するものとする。
- 3 この要項の施行以前に協議中のものについては、知事は、中小企業者等と協議の上、従前の取扱いによることができる。
- 別表第1 中小企業者に対する貸付け（第3条の2第1項関係）

| 貸付けの対象事業 | 貸付けの相手方 | 貸付けの対象施設 | 貸付けの条件 | | | |
|------------------|---|--|--------|----------------------------|---------------------------|--|
| | | | 利率(年) | 償還期間(据置期間を含む) | 据置期間 | 貸付額 |
| 経営革新計画承認グループ事業 | 中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する中小企業者等 | 以下に掲げる土地、建物（関連施設を含む）、構築物（関連施設を含む）又は設備 ①開発研究及び試作品開発に係るもの ②デザイン開発又はシステム開発に係るもの ③試験及び検査に係るもの ④需要開拓に係るもの ⑤電子計算機 ⑥周辺装置 ⑦端末装置 ⑧伝送装置 ⑨①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの ⑩その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金（貸付けの相手方が貸付けの対象施設を取得、造成又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。）の100分の80以内 |
| 下請振興事業計画承認グループ事業 | 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等 | 以下に掲げる土地、建物（関連施設を含む）、構築物（関連施設を含む）又は設備 ①開発研究及び試作品開発に係るもの ②デザイン開発又はシステム開発に係るもの ③試験及び検査に係るもの ④需要開拓に係るもの | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |

| | | | | | | |
|---------|--|--|-------|----------------------------|---------------------------|----------------|
| | | ⑤電子計算機 ⑥周辺装置 ⑦端末装置 ⑧伝送装置 ⑨①から⑧までに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの ⑩その他①から⑨までに準ずる事業を行うために必要なもの | | | | |
| 施設集約化事業 | 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、又は協業組合、又は合併会社又は出資会社 | 事業協同組合等が取得、造成又は整備するものであって、施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 連鎖化事業 | 事業協同組合若しくは協同組合連合会、又は出資会社 | 連鎖化事業の用に供する本部施設として事業協同組合等が取得、造成又は整備する共同施設の土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 共同施設事業 | 特定中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、商工組合若しくは商工組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者（法第2条第1項第1号から第5号までの各号のいずれかに該当する者をいう。）であるもの、又は中小企業者である生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは生活衛生同業組合連合会をいう。）、又は企業組合若しくは協業組合 | 特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 経営改革事業 | 特定中小企業団体又は出資会社 | 特定中小企業団体等が取得、造成又は整備するものであって、経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決 | 整備資金の100分の80以内 |

| | | | | | | |
|-----------------|--|---|-------|----------------------------|---------------------------|----------------|
| | | | | 決定した 期間 | 定した期 間 | |
| 設備 リース 事業 | 特定中小企業団体 | 特定中小企業団体が組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善のために取得し、組合員等を買取予約付で賃貸する設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 企業合同事業 | 合併会社又は出資会社 | 合併会社等が取得、造成又は整備するものであって、企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 集団化事業 | 事業協同組合若しくは協同組合連合会、事業協同組合若しくは協同組合連合会の組合員等である特定中小事業者、企業組合、又は協業組合 | 事業協同組合等が、その組合員又は所属員が一の団地又は主として一の建物に集合して事業を行うために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 集積区域整備事業 | 事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会、又はこれらの組合若しくは連合会の組合員等である中小企業者 | 事業協同組合等が、その組合員又は所属員の相当部分が集積している区域において組合員等の経営の合理化を図るために整備する工場、事業場、店舗その他の施設の土地、建物、構築物又は設備 | 1.05% | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |

別表第2 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対する貸付け（第3条の2第1項関係）

| 貸付けの対象事業 | 貸付けの相手方 | 貸付けの対象施設 | 貸付けの条件 | | | |
|--------------|------------------------------|---|--------|----------------------------|---------------------------|----------------|
| | | | 利率（年） | 償還期間（据置期間を含む） | 据置期間 | 貸付額 |
| 地域産業創造基盤整備事業 | 特定会社、公益法人、商工会等、又は市町村（特別区を含む） | 特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（これに附帯する施設を含む。） | 無利子 | 20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間 | 整備資金の100分の80以内 |
| 商店街整備等支援事 | 特定会社、公益法人、又は商工会等 | 商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整 | 無利子 | 20年以内で知事が別途定 | 3年以内で知事が別途定め | 整備資金の100分の80以 |